

2025年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法 務 研 究 科

法律科目試験 (憲法・民法・刑法)

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号(2箇所)と氏名は、解答用紙(表)上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはならない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付の求めには応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙(表)の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用すること。また、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

憲 法

〔問 題〕

中部地方の中規模都市 A 市の市役所は、同市の中心部に位置している。A 市役所の入っている建物は、世界的に有名な建築家によってデザインされ、202X 年 3 月に竣工したばかりの斬新なフォルムをもった複合的建築物 B である。B 内には、A 州市役所のほか、A 市市民会館と民間の美術館が入居している。また、B の前には広場があるが、それは B が建築される前の時代から存在するものであり、最近ランコントロール（フランス語で、「出会い」の意味）と名付けられた。B と広場の四隅に設置された前衛芸術像を伴ったランコントロールは、まさに A 市のシンボルとして受けとめられ、全国的に人気が出て、撮影に訪れる観光客が激増した。ランコントロールは、壁や塀で囲われていない南北・東西ともに 60m の平らな広場であって、南側と西側は広い道路に接している。この広場では、従来、地元プロスポーツチームの公開練習、音楽イベント、国際交流まつり、地元物産展が開催されてきた実績がある。また、イベントが行われていないときには、市民は自由にこの広場に入ってくつろぐことができる。

A 市では、B に入っている市の施設である A 州市役所、A 市市民会館、ランコントロールを一括して管理・運営するために、B の竣工にあわせて、それら三施設に関わる包括的な C 条例を制定した。それによると、C 条例は、これらの施設を管理する条例であって、当該施設の保全及び秩序の維持を図り、もって公務の円滑な遂行に資することを目的として制定されたものである。本条例 5 条は、これらの施設において、旗、のぼり、プラカード、立て看板を持ち込む行為を禁止し、同 6 条は、特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で集会を行うことを禁止している。そして、同 7 条は、B 施設管理者（A 州市長）が B の管理上特に支障があると認める行為については、その使用を緊急に禁止することができることを定めている。

その上で、同条例の 10 条は、A 市市民会館について、地方自治法 244 条の趣旨を踏まえて、市民に集会の場を提供することを通じて、福祉を増進し、かつ地域社会の文化の向上を図るため設置されたものとし、市民はそこに設置されている大小各種の集会室（大は 200 名、小は 30 名収容可能、全部で 30 の集会室がある）を利用することができる、としている。同条例の 11 条は、同会館の許可に関して、原則として申請を受けた集会室のキャパシティに問題がないかぎりとは先着順で利用許可を与えるものとし、例外的に、「公の秩序をみだすおそれがある場合」には、許可を与えてはならないと規定している。

202X 年 4 月、与党は憲法改正案の原案を確定し、それを所属国会議員の提案によって国会に発議したため、同改正案について両議院での審議が開始されることになった。この改正案をめぐることは、国論は激しく二分化し、全国各地で推進派・反対派それぞれの活発な運動が開始された。憲法改正に反対する A 市の各種団体は、様々な集会を企画して反対運動を盛り上げることを計画した。まず、「憲法改正に反対する A 市民の会」の名称で、5 月 3 日の憲法記念日に A 市市民会館の大集会室で決起集会を開くことを決定して、A 州市長

に利用許可を申請したところ、C 条例 6 条及び 11 条に抵触するという理由で利用不許可とされた。また、同不許可処分にあたっては、当日、集会室に、旗、のぼり、プラカード、立て看板を持ち込まない旨の誓約書へのサインを拒否したことも考慮された。次に、同じ 5 月 3 日に「憲法改正に反対する A 市民の総決起集会実行委員会」の名称で、ランコントロールの使用許可を申請したところ、こちらは C 条例 6 条に抵触するという理由で不許可処分を受けた。

この二つの不許可処分は、全国的に大きく報道された。この件に関して記者会見を行った A 市市長は、「反対運動に市の施設を利用する動きを知った憲法改正推進派の市民から、『市民の税金で運営している市の施設で、憲法改正反対集会が開催されれば、A 市が憲法改正反対運動の片棒を担いでいるといわれても仕方がない。』、との意見が電話で寄せられたことも重く見た。また、市民会館は、申請者が男性であるか女性であるか、若者であるか高齢者であるか、市のどの地域に住んでいるかを考慮することなく使用許可を与える方針で臨んでいるが、集会の性質としては、市民の間で分断を生み出しかねないような政治的問題には関わらない音楽会、趣味の集まり、学習会など市民の集いのために利用されることを想定している。現在憲法改正問題はヒートアップしており、ランコントロールや市民会館で反対派の集会が行われると、それを知った多数の推進派が詰めかけて、騒動に発展することも市長として大変心配なので、推進派であれ反対派であれ憲法改正をテーマとする集会には遠慮して頂きたいと考えた。」と発言した。

弁護士であるあなたは、反対運動のリーダーの一人である D から、憲法の観点から A 市の二件の使用不許可処分についての意見を聞かれた。

〔設 問〕

D の相談に対してどのように答えるかを、論じなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

参考資料 地方自治法第 244 条

- 1 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。
- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

民 法

〔問 題〕

以下の【事実】を読んで、各〔設問〕に解答しなさい。各設問は独立したものとして検討しなさい。

【事実】

A は、B に対して、A 自身が所有する事業者向けの賃貸用建物（以下、「甲建物」という。）を、月額100万円（前月25日支払）、期間は令和2年6月1日から10年間として賃貸する旨の契約を締結し（以下、「本件賃貸借」という。）、同日、B に甲建物を引き渡した。

ところが、令和5年秋頃からAの事業がうまく回らず、令和6年に入ると急激な円高の影響もあって、Aの事業収益が極度に悪化して、負債額が積極財産を上回る常態となった。そのため、Aに対して貸付債権2000万円を持っているCは、令和6年2月1日に、AのBに対する本件賃貸借に基づく毎月の賃料債権（以下、「乙債権」という。）につき、Cの貸金債権額2000万円に満つるまでの差押命令を申し立て、同月10日に、差押命令がAおよびBの許にそれぞれ送達されて効力を生じた（以下、「本件差押え」という。）。その後、Cは、Bに対して、本件差押えに基づく取立権に基づいて、同年3月分以降の賃料の支払を求めた。なお、利息と遅延損害金については、考慮する必要はない。

〔設 問〕

以上の【事実】を前提にして、以下の各設問の場合に、BはCからの本件賃貸借に基づく令和6年3月分以降の乙債権の支払を拒絶する。この支払拒絶は認められるか、Cの反論も踏まえて、検討しなさい。

1. Aは、債権者からの差押えを恐れて、Bに対する本件賃貸借に基づく令和6年3月分から令和12年5月分までの乙債権を、令和6年2月5日に一括してDに売却して、その旨を内容証明郵便でBに通知し、その通知は同月8日にBの許に到達した。その際、AはDに対して、Aの債権者からの差押えの恐れがあると説明して、AとDの間で、Dが乙債権を一括して買い受けつつ、毎月Bから支払われる賃料の3割をDの取り分として、残額をAに乙債権の売買代金として支払う旨を合意した。なお、甲建物とその敷地には、すでに本件賃貸借が締結される以前から、EのAに対する貸付債権を担保するために抵当権が設定・登記されている（50点）。
2. Aは、Cからの乙債権の本件差押えによる乙債権の取立てを回避しようとして、令和6年2月20日に、Bに甲建物をその敷地と共に相当な価格で売却し、同日、移転登記も経由した（30点）。
3. Aに対して1000万円の貸付債権（以下、「丙債権」という。）を有するFは、Aの収益が悪化していて、Aの債権者による差押えも見込まれるため、AとBも交えた協議の上で、令和6年1月15日に、AがBに対して有する乙債権が差し押さえられるなどした場合には、乙債権と丙債権のそれぞれの期限の利益をそれぞれの債務者が喪失することで弁済期を到来させた上で、AのBに対する乙債権とFのAに対する丙債権を対当額で相殺できる旨を合意した。その後、Bは、Cによる乙債権の本件差押えがあったことをFに同年2月11日に通知して、Fは、同月12日に、同年3月分以降の乙債権と丙債権とを対当額で相殺する意思表示をAとBに通知した（20点）。

刑 法

〔問 題〕

以下の問題 1 および問題 2 に答えなさい。なお、解答は必ず問題番号順に記載しなさい。

問題 1

以下の事例における甲、乙および丙の罪責を論じなさい（ただし、住居侵入罪および特別法違反を除く）。

甲は、暴力団 α 組に所属しながら、パチンコ店で勤務していたが、同店が倒産して失職し、生活費や上納金の工面に窮していた。

そうした中、甲は、少年時代からの遊び仲間で、やはり失職中の乙と飲酒した際、「このままでは生活できない。金を作る方法はないか」などと話した。これに対し、乙は、「A というオッサンがやっている飲み屋で昔働いていたんだが、売上金を届ける用件でその一人暮らしの一軒家に何度も行った。A は書斎や寝室に何百万円かの現金を保管している。お前、困っているなら窃盗をやらないか。俺は執行猶予中だから実行役は嫌だけど、A 宅の見取図とかは用意できる。盗んだ金の 3 分の 1 を俺がもらうということでどうだ」と持ちかけた。甲はすぐにこの提案を了承し、実行日を令和 6 年 7 月 1 日とした。

その後、甲は、実行にあたり見張りも必要と思い、 α 組の若手組員丙を呼び出し、「7 月 1 日にある家で盗みをやるから、お前は車を出せ。小遣い 1 万円やる」と言った。丙は気が進まなかったが、そのときは甲の断定的な口調に押されて了承した。

7 月 1 日の夕方、甲は、乙から聞いた A の出勤時間後に、丙の運転する車で A 宅に向かった。そして A 宅裏手に到着すると、丙に「ここで見張りをしていろ。何かあったら携帯で連絡しろ」と言った。ところが、丙は、先輩とはいえ収入が少なく α 組内での立場が弱い甲にいいように使われることもないと考え、「小遣い 1 万円ってなんですか。見張りの話も聞いてないですよ。このへん人通りもそれなりにあるじゃないですか。俺も捕まるリスクありますよ。怖いからもう帰りますよ」と言った。甲は内心むっとしたが、ここで揉めている余裕はないと思い、「わかったわかった。30 万円やるから」と答え、丙は「わかりました」と言って頷いた。

そして、丙が屋外で見張りをする中、甲は、乙の提供した情報を用いて、施錠されていない裏手の勝手口から A 宅に入り、寝室に至った。すると、当日体調を崩して休んでいた A がおり、「誰だ。泥棒か」と言ってきた。甲は、乙や丙との間で A 宅に人がいた場合にどうするかを話したことはなかったが、とっさに強盗の犯意を抱き、A に対し、「死にたくなかったら言うことを聞け」と申し向ける脅迫および A 宅にあった粘着

テープで A の身体を緊縛する暴行を加えて、A の反抗を抑圧し、寝室の引出しおよび書斎の金庫から現金合計300万円を強取した。

そして甲は A 宅を出て、丙の運転で α 組の事務所に戻った。車中で丙から「時間がかかったみたいですが、どうしたんですか」と聞かれた甲は、「A がいたから強盗をやってきた」と説明した。丙は予期していなかった答えに驚いたが、甲から渡された30万円を受け取った。翌日、甲は乙に会ったが、強盗をしたことは特に説明せず、乙は甲が窃盗をしたものと思って100万円を受け取った。

問題 2

以下の事例における甲の罪責を論じなさい（ただし、住居侵入罪および特別法違反を除く）。

失業し、毎日の生活費に困窮していた甲（男性・40歳）は、近所に住む一人暮らしの A（男性・65歳）が資産家であり、自宅にかなりの現金を保管しているとの情報を得たため、A 宅から現金を盗み出すことを決意した。

令和6年6月10日午前11時頃、A が日課としている散歩のために外出するのを確認した甲は、リビングルームの窓が無施錠であることを発見し、そこから A 宅に侵入した。リビングルームには金目のものはいくつかあったものの、すぐに使用可能な現金を必要としていた甲は、現金をとりたいと思い、周りを見渡したところ、リビングルームの隣にある和室に箆笥を発見し、そこに現金があるのではないかと思い、物色するために箆笥に近寄ろうとした。そのとき、急に雨が降ってきたため、A が散歩を中止して帰宅した。それに気がついた甲は、慌てて A 宅の屋根裏部屋に逃げ込み、もう一度、A が外出するのを待つこととした。

A は、雨が止むのを待ちながら、1時間ほどテレビを見ていたが、リビングルームの窓が少し開いていることにふと気がついた。最初は単なる閉め忘れだと思っていたものの、少し床に土が落ちていること、屋根裏部屋から普段はしない物音がすることにも気がついた A は、午後1時頃、警察に通報し、警察官 B（男性・30歳）が A 宅に駆けつけた。B は A 宅をくまなく見回り、屋根裏部屋で甲を発見した。甲は、捕まっとなるものかと思い、万一のために携帯していた果物ナイフを B に向け、「どけ！どかないと刺すぞ！」と言った。B は多少ひるんだものの、なお捕まえようと甲に組みかかり、甲から果物ナイフを取り上げた。甲は、果物ナイフを取り返そうと、B に組みかかり、両者は激しいもみ合いになった。果物ナイフを取り返されそうになって焦った B は、咄嗟に、近くにいた A に、「このナイフを持って離れてください」と言って、果物ナイフを投げ渡そうとした。しかし、突然のことだったために A の反応が遅れ、果物ナイフが大腿部に刺さり、A は全治約10日の傷害を負った。

